

練馬区設計等委託成績評定要綱

平成27年2月17日

26練総経第1007号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区工事施行規程（昭和51年4月練馬区訓令甲第7号）第30条に規定する委託（以下「設計等委託」という。）契約に係る成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、監督員および検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、受託者の適正な選定および指導育成に資することを目的とする。

(対象)

第2条 評定は、1件の契約金額が100万円を超える設計等委託業務について行うものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、つぎに掲げる者とする。

- (1) 練馬区契約事務規則（昭和39年9月練馬区規則第6号）第53条第1項に規定する監督員
- (2) 練馬区契約事務規則第57条第2項の規定に基づき指定された検査員

2 前項第1号の監督員は、練馬区工事施行規程第10条の規定に基づく標準仕様書に定められた総括監督員、主任監督員および担当監督員とする。ただし、主任監督員または担当監督員が欠けた場合は、この限りでない。

(評定の時期)

第4条 評定者は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行うものとする。

(評定の実施)

第5条 設計等委託の区分は、つぎのとおりとする。

- (1) 土木工事に係る設計、測量および地質調査（以下「土木区分」という。）
- (2) 建築および設備工事に係る設計（以下「建築区分」という。）
- (3) 工事監理等業務（以下「監理区分」という。）

2 設計等委託成績評定表の様式は、つぎのとおりとする。

- (1) 土木区分は、土 - 1号様式から土 - 6号様式まで
- (2) 建築区分は、建 - 1号様式から建 - 5号様式まで
- (3) 監理区分は、監 - 1号様式から監 - 5号様式まで

3 評定者は、前項各号の様式をもって、次条から第9条までの規定により評定を行うものとする。

(主任監督員および担当監督員の評定の内容、方法等)

第6条 主任監督員および担当監督員は、採点表（土 - 3号様式および土 - 4号様式、建 - 3号様式ならびに監 - 3号様式）中、つぎの評価項目について評定を行うものとする。

- (1) 土木区分は、「専門技術力」、「管理技術力」、「コミュニケーション力」、「取組姿勢」

および「成果品の品質」

- (2) 建築区分は、「業務の実施能力」、「業務の実施状況」および「業務目的の達成度」
- (3) 監理区分は、「専門技術力」、「管理技術力」、「コミュニケーション力」、「取組姿勢・社会性」および「施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認」

2 主任監督員および担当監督員は、評定の結果を総括監督員へ報告する。

(総括監督員の評定の内容、方法等)

第7条 総括監督員は、前条により主任監督員および担当監督員の行った評定の結果等を総合的に判断し、設計等委託成績評定表(土-2号様式、建-2号様式および監-2号様式)の各評価項目について、評定を行うものとする。

2 総括監督員は、前項の設計等委託成績評定表の評価項目中「事故等による減点」について、採点表(土-6号様式、建-5号様式および監-5号様式)により評定を行うものとする。

3 総括監督員が前2項の規定により評定した結果をもって、監督員の設計等委託成績評定とする。

(検査員の評定の内容、方法等)

第8条 検査員は、採点表(土-5号様式、建-4号様式および監-4号様式)中、つぎの評価項目について評定を行うものとする。

- (1) 土木区分は、「コミュニケーション力」および「成果品の品質」
- (2) 建築区分は、「業務目的の達成度」
- (3) 監理区分は、「専門技術力」、「管理技術力」および「施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認」

2 検査員が、前項により評定した結果をもって、検査員の設計等委託成績評定とする。

3 検査員は、全ての検査を完了した後、検査員としての評定点を総括監督員へ報告する。

(評定結果の取りまとめ)

第9条 総括監督員は、監督員の評定点と検査員の評定点を取りまとめ、設計等委託成績評定報告書(土-1号様式、建-1号様式および監-1号様式)に評定結果を記録する。

(評定結果の報告)

第10条 工事主管課長(評定に係る設計等委託を主管する課の課長をいう。以下同じ。)は、前条の評定の結果について、設計等委託を主管する部の部長(練馬区工事施行規程第2条第2号の部長をいう。以下同じ。)へ報告する。

(評定結果の送付)

第11条 工事主管課長は、評定の結果を設計等委託成績評定報告書(土-1号様式、建-1号様式および監-1号様式)および設計等委託成績評定表(土-2号様式、建-2号様式および監-2号様式)の写しにより、契約事務を主管する課の課長(以下「契約主管課長」という。)へ送付する。

(評定結果の通知)

第12条 工事主管課長は、設計等委託成績評定通知書(設 - 1号様式)および項目別評定点表(別表(設 - 1号様式関係))により、速やかに当該設計等委託の受託者へ評定の結果を通知する。

(評定通知の説明)

第13条 受託者は、工事主管課長に対し、評定の内容について、前条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して10日以内(期間の末日が、練馬区の休日定める条例(平成元年3月練馬区条例第1号)第2条第1項に規定する練馬区の休日に当たるときは、その日後の直近の開庁日に当該期間が満了する。以下同じ。)に、説明を求めることができる。

2 工事主管課長は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかに回答しなければならない。

(苦情の申立て等)

第14条 受託者は、前条第2項の規定による説明に不服があるときは、第12条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、契約主管課長に対し、書面により苦情申立てをすることができる。

2 受託者は、前項に規定する苦情申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠および記録書類等を同項の書面に添付するものとする。

3 前項の苦情申立てを受けた契約主管課長は、監督員および検査員の意見を聴取して審査を行い、その結果について請負者に対し、書面により速やかに回答しなければならない。

4 前項の規定による回答に不服がある場合は、当該回答を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により区長に対して再度の苦情申立てをすることができる。

5 受託者は、前項に規定する再度の苦情申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠および記録書類等を同項の書面に添付するものとする。

(練馬区入札監視委員会への付議等)

第15条 区長は、前条第4項の再度の苦情申立てがあったときは、練馬区入札監視委員会設置要綱(平成19年2月9日18練総経第1234号)に規定する練馬区入札監視委員会(以下「委員会」という。)へ付議し、その意見を聴かななければならない。

2 区長は、再度の苦情申立てへの回答に当たっては、委員会の意見を十分検討し、その結果を書面により回答しなければならない。

3 区長は、次条第1項の規定により設計等委託成績評定が修正された場合は、前項の書面にその修正した内容を記載しなければならない。この場合、同条第3項で準用する第12条の通知と併せて回答する。

(評定の修正)

第16条 総括監督員、検査員またはこれらに準ずる者(以下「修正者」と総称する。)は、第14条3項による審査もしくは前条第1項の委員会の意見を踏まえた結果またはつぎの各号のいず

れかにより設計等委託成績評定を修正する必要があると認めるときは、当該設計等委託成績評定を修正することができる。

- (1) 設計等委託成績評定通知後、受託者に起因する事故等が判明した場合
- (2) 設計等委託成績評定通知後、成果物等に受託者の故意または重大な過失による隠れた瑕疵が判明した場合
- (3) 評定の錯誤等により、設計等委託成績評定の修正が必要であると認められる場合

2 前項の規定により設計等委託成績評定を修正する場合において、修正をすることができる期間は、当該設計等委託業務の完了日から5年とする。

3 第1項の規定により設計等委託成績評定を修正する場合は、第9条から第12条までの規定を準用する。この場合において、第12条中「設 - 1号様式」とあるのは「設 - 2号様式」と読み替える。

(苦情申立てへの準用)

第17条 前条第1項各号の事由により修正した設計等委託成績評定に係る苦情申立手続は、第13条から第16条までの規定を準用する。

(修正後の設計等委託成績評定)

第18条 第16条第1項の規定により修正した設計等委託成績評定の効力は、設計等委託成績評定の修正通知後将来に向かってのみ生じる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日以降に契約する設計等委託業務について適用する。